

平成28年 3 月25日

島田市議会議長 紅 林 貢 様

市民病院の経営及び建設に関する特別委員会
委員長 清 水 唯 史

島田市の地域医療の現状に関する調査研究について（報告）

本委員会は、調査した事件の結果について、委員会条例第36条の規定により別添のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 島田市の地域医療の現状と医療確保のための課題と取り組みについての調査研究
- 2 調査結果 別紙報告書のとおり

島田市の地域医療の現状と医療確保のための課題と取り組みについての調査研究
(島田市の地域医療を考える特別委員会 中間報告書)

1 調査経過

(1) 全体会

第1回	平成27年6月29日	委員長、副委員長の互選
第2回	平成27年7月10日	委員会の進め方について
第3回	平成27年8月11日	「地域医療を守る条例(仮)」について 新市立島田市民病院の計画について
第4回	平成27年10月8日	地域医療を守る条例について
第5回	平成27年11月10日	地域医療を守る条例について
第6回	平成28年1月14日	地域医療の現状について
第7回	平成28年2月19日	地域医療の現状について
第8回	平成28年3月17日	地域医療の現状について

2 調査の報告

当特別委員会では、「島田市の医療の健全な体制確保のための課題と取り組み」を主要テーマとして取り組みを開始した。調査事項のひとつとして、平成26年11月27日に島田市地域医療を支援する会から当議会に対して条例制定にかかる要望書が提出されている「地域医療を守る条例(案)」について、要望書の提出から1年近くが経過していることもあるため、その取扱いについては優先事項として方向性を示す必要があるとの認識で一致し、その内容と他自治体の制定状況等の調査、研究することとした。

平成27年7月10日の第2回では、主要テーマと今後の協議事項について議論した。内容としては、「病院建設基本計画に関すること」、「僻地医療体制について」、「医師確保のための活動について」、「地域包括ケアシステムについて」、「昨年11月に議会に要望書として提出された地域医療を守る条例(案)」については早急に議会としての取り組みが必要であり支援する会に対しての対応が必要である」などの意見が述べられた。

平成27年8月11日に開催した第3回では、第2回の内容に基づき「地域医療を守る条例(案)」について委員会で優先議題とすることとし意見交換を行った。委員から出された意見として、「議員提案で条例を出しても、当局が条例を認知して奨励していかないと何のためにつくるのかわからない」、「制定した後の課題や、制定した自治体が少ないこと、民間の医者のところになぜ強制力が増すのかわからない」、「他市の制定するまでの流れを確認したい」、「これから在宅医療が出てくる。介護、福祉まで含めることを考えるべきか」など意見が出された。

平成27年10月8日の第4回では、中村健康福祉部長、横田川健康づくり課長に出席求め、島田市の医療を守る条例(案)について島田市地域医療を支援する会との経緯の説明を受けた。

委員より、「条例化した場合、市民にとって行政にとって何かメリットはあるか」、「当局に条例化の話は無かったのか」、「島田市の医療の現状というのは、担当課としてどの

ように把握、認識しているのか」などの質疑が行われそれぞれ中村健康福祉部長、横田川健康づくり課長より答弁いただいたが、詳細について報告は省略いたします。

これを踏まえ、委員同士で意見交換を行い、「島田市がどれくらい困っているのか」、「今まで条例をつくっているまちがどうだったかを聞く必要がある」、「早い段階で地域を守る条例（案）は方向性を出す方がよい」などの意見が出され、制定した自治体の資料を元に協議することとした。

平成27年11月10日の第5回では、事前にいままで「地域医療を守る条例」を制定された全国11市町に対してアンケートを行い、その結果をもとに委員同士での意見交換をおこなった。「施策に反映させる条例にするためには市を巻き込んでいくことが課題であると思った」、「つくったからにはある程度、実効性をもたせなければいけない」、「マナー的、道徳的なことをこの中に書いていくのはちょっとそぐわないという気がした」、「議会から当局へ投げかけ、理念だけでなく実行に結び付ける意味のある条例にすべき」、「条例の文言については検討すべきだが、議員発議である程度協議をしていった方が良いのではないか」、「議員発議で、医者を確保する意味でも市民もモラルを持って頑張っている市であるというムードづくりにもいいのではないか」との発言があった。

さらに委員同士の意見交換では、「理念的な条例だけでは意味がなく、実効性のあるものにする必要がある」、「議会として市民の意見を聞いて、一緒に考えましょうという取り組みは意味があるのではないか」、「もっと中身を勉強し、共通理解をもつことが大事ではないか」などの発言があった。

本日の意見を集約し、委員長の意見という事で、議長に報告することを確認した。

平成28年1月14日の第6回は、島田市医師会長藤本嘉彦先生を招聘し、現在の島田市の地域医療の現状について説明を受けた。医師不足に関する事、在宅医療に関する事及び新市立島田市民病院の基本計画についての3点を中心に説明を受けましたが内容は省略します。その後、質疑に入り、「新市立島田市民病院において最低限残さなければならない診療科は何科であるか」、「開業医の後継者問題について」、「静岡県内の大学病院・医学部の新設の進捗状況について」、「24時間訪問介護ステーションと医師との連携について」などについて質疑がありました。藤本医師会長からの説明及び質疑の詳細についての報告は省略いたしますが、各委員とも開業医の目から見た地域医療の現状と問題点について認識をした。

平成28年2月19日の第7回では、前回行われました藤本医師会長の説明を整理し、問題点の洗い出しをおこなった。その中で、沼津市立病院の看護師不足による病床数減少のニュースや、2月18日開催の厚生教育常任委員会での医師の離職について触れ、この問題に取り組むこととなった。また委員間の討議により、看護師育成に対する島田市の体制づくりの必要性、他の自治体病院の医師・看護師の現状の調査と島田市民病院との比較の必要性の意見があった。委員の意見をうけ、島田市民病院の体制とそれと連動し介護体制の現状の聴取を求めたく健康づくり課ならびに長寿介護課、病院事務部を次回の委員会への出席を求めることとした。

また、第5回で意見を集約した地域医療を守る条例についての中間報告案が委員長から「執行当局に条例制定に向けた検討を求める」と示され、委員より「地域医療を支援する会の方の一日も早く制定をとという熱い気持ちを考え、期間を限定する文言を入れるべき」との意見が出され、委員長より中間報告の提言の中に「早急に」の文言を追加することを

決定し、中間報告することとした。

3 中間報告における提言

提言. 地域医療を支援する会から提出された「地域医療を守る条例」制定を求める要望について

地域医療を支援する会から現在制定を求められていた「地域医療を守る条例」は、市民に医療に対しての深い理解を求めるための条例でありその意義は深いものである。国が今後進める地域包括ケアシステムなどを含め医療体制の変革が予想されるが、医療に対する理念は変わるものではない。

委員間討議において、理念的な条例であり議員発議により制定を求める意見もあったが、条例を市民全体に周知、有効なものにするためには、執行当局と議会、地域医療を支援する会が一体となり今後の地域医療をより充実するために実効性のある条例制定を進めなければならないと思われる。

議会として、執行当局に早急に条例制定に向けた検討を積極的に行うよう求める。